平成２３年（再イ）第１５号
広島県呉市海岸１丁目11番25―802号
再生債務者　丸子　博實
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　　広島地方裁判所呉支部
平成２３年（再イ）第１６号
広島県呉市阿賀北３丁目１番24号
再生債務者　小迫　君江
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　　広島地方裁判所呉支部
平成２３年（再イ）第２号
鹿児島県鹿屋市川西町2481番地７
再生債務者　森　　時夫
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第３９号
佐賀県佐賀市光３丁目５番２号、再生計画認可時の住所佐賀県佐賀市嘉瀬町大字荻野583―４
再生債務者　田中　千雅
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年８月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成１８年（再イ）第１５４号
佐賀県神埼市千代田町渡瀬1081番地イ
再生債務者　垣副　秀治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年３月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成１９年（再イ）第１２６号
福岡市西区下山門団地46番402号
再生債務者　大藤　基広
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年６月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成１９年（再イ）第１１号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1570番地17
再生債務者　龍　　成大
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年６月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２０年（再ロ）第１０００４号
長崎市上小島３丁目５番22号　西村アパート２Ｆ
再生債務者　山﨑　政武
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年８月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２０年（再イ）第２９３号
福岡県大野城市下大利団地31番403号
再生債務者　吉冨恵美子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年８月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２０年（再イ）第４５号
佐賀県神埼市神埼町鶴3901番地28
再生債務者　小柳　邦子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２１年（再イ）第３２号
愛知県豊橋市東岩田２丁目３番地の２
再生債務者　加賀美友里恵
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年10月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月22日
名古屋地方裁判所豊橋支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１００００２号
東京都立川市曙町２丁目32番14号セレナハイム立川スクエアコート303号
再生債務者　長門　克敏
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年９月22日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（再イ）第１１号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目２番10号
再生債務者　萩原　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年９月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
平成２３年（再イ）第２１号
三重県志摩市阿児町安乗188番地１
再生債務者　森下　吉之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年９月26日
津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第７号
さいたま市緑区東浦和２丁目28番地38
再生債務者　横松　康生
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月27日から平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２３年（再ロ）第６４号
大阪市住之江区粉浜１丁目３番19号
再生債務者　中谷　徳子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月24日から平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再ロ）第７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄106番地１
再生債務者　山田　裕一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月４日から平成23年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（再ロ）第２号
栃木県栃木市今泉町２丁目８番41号
再生債務者　長谷川和樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月７日から平成23年11月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２３年（再ロ）第１６号
京都市中京区釜座通姉小路下る突抜町801番地３　アルス京都姉小路404号
再生債務者　原　　健
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月27日から平成23年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係